公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による東栄土地区画整理事業の左記一の者に対する換地処分通知は、送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該書類の送付にかえて、その内容を左記二のとおり公告する。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　新潟県長岡市西新町一丁目七番一七号
氏名　阿部　昭一

二、通知の内容
土地区画整理法第百三条第一項の規定により、東栄土地区画整理事業の換地計画に定められた別紙明細書のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三箇月以内に、長岡市長に対して審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十九条に規定されています。）

二　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、東栄土地区画整理組合を被告として提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

三　右記一の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書は掲載を省略し、それらを長岡市役所の掲示場、新潟県長岡市新町一丁目一番二号所在の東栄土地区画整理組合事務所及び新潟県長岡市琴平一丁目七二番地の掲示場において掲示する。

平成二十八年六月八日

新潟県長岡市新町一丁目一番二号
東栄土地区画整理組合
理事長　石原　正男

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社市民互助センター
二、代表者の氏名　津田　惇一
三、主たる営業所の名称及び所在地　本社　神奈川県横浜市戸塚区戸塚町一〇三九番地
四、許可年月日　昭和五十六年十二月七日
五、許可失効年月日　平成二十八年二月五日
六、営業保証金等の金額
①　営業保証金の額　金十五万円
②　前受業務保証金　金一千三十四万三百円
七、前号の営業保証金又は前受業務保証金につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を関東経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金又は前受業務保証金は取戻されます。

平成二十八年六月八日

神奈川県横浜市戸塚区戸塚町一〇三九番地
株式会社市民互助センター
代表取締役　津田　惇一

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のように公告します。

一、名称　株式会社フリーダム
二、代表者の氏名　市野　康典
三、主たる営業所の所在地　愛知県名古屋市中区錦三丁目一四番一四号
四、許可年月日　昭和四十九年十一月二十九日
五、営業を廃止した年月日　平成二十八年二月九日
六、営業保証金等の金額
①　営業保証金　金十万円
②　前受業務保証金　金一億七百三十二万七千九百七十三円
七、前号の営業保証金等につき割賦販売法第三十五条の三の六十二において準用する同法第二十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を中部経済産業局長に提出してください。
八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金等は取戻されます。

平成二十八年六月八日

愛知県名古屋市中区錦三丁目一四番一四号
株式会社フリーダム
代表取締役　市野　康典

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 28 年６月８日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社三越伊勢丹　②東京都知事(3)82453　③代表取締役　大西洋　④東京都新宿区新宿３丁目14番１号　廃止した従たる事務所　東京都渋谷区恵比寿４丁目20番７号　⑤500万円　⑥東京都知事　⑦東京都新宿区新宿３丁目14番１号　株式会社三越伊勢丹　代表取締役　大西洋

①住友不動産株式会社　②国土交通大臣(5)538　③代表取締役　仁島浩順　④東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　廃止した従たる事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町11－１　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目４番１号　住友不動産株式会社　代表取締役　仁島浩順

①すみれホーム株式会社　②東京都知事(2)90679　③代表取締役　木元栄司　④東京都千代田区麹町１－10－５　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区麹町一丁目10番地５　すみれホーム株式会社　代表取締役　木元栄司

①住宅情報館株式会社　②国土交通大臣(3)6183号　③代表取締役　黒羽秀朗　④神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　廃止した従たる事務所　神奈川県大和市南林間４－７－14　⑤利付国庫債券500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県相模原市中央区富士見２丁目８番８号　住宅情報館株式会社　代表取締役　黒羽秀朗

①泉北ホーム住宅流通株式会社　②大阪府知事(5)43302　③代表取締役　山本隆　④大阪府堺市中区深井中町613番地４　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府堺市中区深井中町613番地４　泉北ホーム住宅流通株式会社　代表取締役　山本隆

①株式会社近藤建設　②大阪府知事(0)19722　③代表取締役　近藤恵典　④大阪府門真市月出町26番８号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府門真市月出町26番８号　株式会社近藤建設　代表取締役　近藤恵典

債権申出の公告（第１回）

当基金は、平成二十八年五月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年六月八日

東京都台東区浅草橋三丁目二八番一三号
全国道路標識標示業厚生年金基金
代表清算人　西　量正